

平成17年 固定資産の 縦覧について

あなたの固定資産の評価額と他の固定資産の評価額を比較し適正かどうかを確認していただくため、次のとおり縦覧を行います。

(期間中縦覧料は無料)

縦覧項目

- ・土地価格等縦覧：所在地、地番、地目、地積、価格
- ・家屋価格等縦覧：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

縦覧対象者

- ・土地価格等縦覧：町内に所在する土地の固定資産税の納税者(代理人含む。)
- ・家屋価格等縦覧：町内に所在する家屋の固定資産税の納税者(代理人含む。)

縦覧場所

本庁税務課

吾北総合支所住民課

本川総合支所住民課

縦覧期間

4月1日(金)～5月2日(月)

(ただし、土、日及び祝日を除く。)

縦覧時間

8時30分～17時15分

印鑑をご持参ください。

縦覧に際して納税通知書、課税明細書などご本人と確認ができるものをご用意ください。なお、代理人として来られる場合は、委任状をご持参ください。

平成17年度固定資産税納税通知書は、4月初旬に発送の予定です。

固定資産課税台帳の 縦覧について

平成15年度から固定資産税の納税義務者、当該固定資産の借地借家人等に該当する人は、固定資産課税台帳のうち、これらの人に関する固定資産について記載されている部分の閲覧や当該部分に関する事項の証明書を請求できることになりました。

印鑑をご持参ください。

閲覧に際して納税通知書、課税明細書又は賃貸契約書の写しなど権利の資格を確認できるものをご用意ください。なお、代理人として来られる場合は、委任状をご持参ください。

町税等の口座振替 ご利用の皆様へ

(町村合併に伴うお知らせ)

町税等()の納付について口座振替をご利用いただいている皆様に、町村合併に伴う口座振替の取扱について、以下例示します。

固定資産税の場合

(ア)合併前には2つ又は3つの旧町村で、口座振替と納付書でそれぞれ別々に納付されていた方については、合併後は合算して賦課され、1つとなり、すべて口座振替されることとなります。

(イ)旧伊野町で期別を申し込み、旧吾北村で全納の申し込みをされていた方につきましては、全納が優先されすべて全納の口座振替になります。

軽自動車税の場合

(ア)旧本川村で口座振替の申し込みをしていた方が解約せずそのままにして、旧吾北村に転出し、旧吾北村では口座振替の申し込みをすることなく納付書で納付していた場合、旧本川村での口座振替が復活することに

なります。

(イ)法人の場合などで、旧町村にまたがって事業所があり、それぞれで課税されている、口座振替と納付書での納付をされていた場合は口座振替に集約されることとなります。

町県民税・国民健康保険税・介護保険料の場合

(ア)軽自動車税と同様、転出に伴い休止していた旧町村の口座振替が復活する場合は想定されます。

(イ)旧町村での口座振替の申し込みが、期別と全納になっていた場合は、固定資産税と同様全納が優先されます。

前記の例に該当し、変更等を希望される方は、平成17年度課税に向け、口座振替の納付区分の変更(全納・期別)手続きを、3月15日までに申し込みされた所定の金融機関又は郵便局で行ってくださいようお願いいたします。なお、すでに申し込まれていない方は、手続きは不要です。ここでいう町税等とは、軽自動車税・固定資産税・

町県民税・国民健康保険税・
介護保険料のことです。
問い合わせ先
税務課 ☎ 893 1118

高知県からのお知らせ

高知県では税職員の専門性の向上や事務の効率化を目的として事務事業の見直しを行い、次のように中央県税事務所の名称などを平成17年4月から一部変更する予定です。

中央県税事務所の名称を中央西県税事務所に変更します。住所・電話番号は変更ありません。

中央県税事務所管内の自動車税の担当事務所を中央東県税事務所(高知市大津乙1820) 1 ☎ 866 8510)に変更します。

なお、中央東県税事務所は、4月4日(月)から開所します。車検時の納税証明書の発行や減免措置の申請は、近くの県税事務所でも取り扱っていますのでご利用ください。問い合わせ先
高知県税務課

☎ 823 9310